

多摩市告示第三百三十八号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規程に基づき、次の市道路線の区域を変更する。その関係図面は令和六年六月五日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和 六 年 六 月 五 日

多摩市長 阿部 裕行

一 区域変更路線

整理番号	路線名	区域変更区間	区域変更区間に関する		備考
			幅員（m）	延長（m）	
一	二―一―一三号線	東寺方三丁目一―一地先 東寺方三丁目一―一地先	旧 四・九七〇・六・〇七 新 四・九三〇・五・八一	一三・〇六	一部の区域変更

二 区域変更期日 令和 六 年 六 月 五 日